

堺市立老人福祉センター、美原総合福祉会館について（施設概要）

1. 施設概要

設置条例	【老人福祉センター】 堺市立老人福祉センター条例、老人福祉法第 15 条第 5 項 【美原総合福祉会館】 堺市立美原総合福祉会館条例
設置目的	【老人福祉センター】 高齢者に関する生活及び健康についての相談に応じ、また、生業及び就労の指導を行うこと。高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与すること。 【美原総合福祉会館】 総合福祉を基調として、市民が自立し、生きがいの持てる福祉社会の形成及び市民福祉の向上を図ること。

2. 施設情報 市立老人福祉センター6 か所（堺・東・西・南・北・美原）

	所在地	延床面積	施設建築年	現指定管理者
堺	堺区協和町 3 丁 128-4	3,774.01 m ² (施設全体)	昭和 60 年	社会福祉法人 堺中央共生会
西	西区鳳東町 6 丁 600 ※西区役所内 (5 階)	1,278.01 m ²	平成 8 年	
東	東区日置荘原寺町 195-1 ※東区役所内 (1～2 階)	1,086.78 m ²	平成 9 年	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団
北	北区常磐町 1 丁 25-1	1,392.84 m ²	昭和 59 年	
美原	美原区黒山 782-10 ※美原総合福祉会館内 (2 階)	2,505.82 m ² (施設全体)	昭和 58 年	
南	南区御池台 5 丁 2-7	1,110.33 m ²	昭和 48 年	社会福祉法人 南の風

【参考】堺老人福祉センターの歴史的経緯について

昭和 47 年 堺市立同和地区老人福祉センターとして開所

平成 14 年 利用対象者を校区内に限定するのではなく、市全域に拡大

平成 28 年 施設老朽化に伴い、隣接する施設を改修し移転

3. 経過

平成 23 (2011) 年	平成 23 年度～平成 27 年度の指定管理者を指定する。 堺・西…社会福祉法人 堺中央共生会 (公募) 中・南…仁悠会グループ (公募) 東・北・美原…社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団 (公募)
平成 28 (2016) 年	平成 28 年度～令和 2 年度の指定管理者を指定する。 堺・西…社会福祉法人 堺中央共生会 (公募) 中・南…社会福祉法人 南の風 (公募) 東・北・美原…社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団 (公募)
令和 3 (2021) 年	令和 3 年度～令和 6 年度の指定管理者を指定する。 堺・西…社会福祉法人 堺中央共生会 (公募) 南…社会福祉法人 南の風 (公募) 東・北・美原…社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団 (公募)

堺市立老人福祉センター、美原総合福祉会館について（施設概要）

4. 開館日・実施事業等

【開館日】月曜～土曜日 9:00～17:15 ※日曜日、敬老の日以外の祝日及び年末年始は休館

【利用料】無料 【利用者】60 歳以上の堺市民

【主な実施事業】

- ・入浴サービス（※令和 7 年 3 月末で廃止）
 - ・貸室（サークルなどによる趣味やレクリエーション等の自主活動の場の提供）
 - ・健康相談
 - ・各種講座・教室の開催（月 1 回程度）
 - ・レクリエーション大会（年 2 回程度）
- ※その他マッサージ機やバンパー台、カラオケ等を設置

5. 施設の延べ利用者数について

（単位：人）

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	延べ利用者数	うち入浴利用者	延べ利用者数	うち入浴利用者	延べ利用者数	うち入浴利用者
堺老人福祉センター	19,513	14,852	30,809	21,368	30,440	20,467
東老人福祉センター	18,677	11,342	36,561	18,157	40,832	22,145
西老人福祉センター	16,900	7,584	32,705	14,960	37,177	16,195
南老人福祉センター	21,186	15,827	40,106	29,939	43,283	31,139
北老人福祉センター	20,872	15,541	31,805	22,544	40,758	31,694
美原老人福祉センター	17,301	8,946	29,968	15,156	31,337	14,527
合 計	114,449	74,092	201,954	122,124	223,827	136,167

6. その他参考情報

令和 2 年 3 月「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」（別添資料参照）を策定。

【課題】

- 入浴サービス、貸室、健康相談、各種講座・教室の開催等を実施してきたが、浴場や娯楽設備の利用者をはじめとする利用者の固定化が進み、一部の利用者にとっての「憩い・くつろぎ」の場となっている。
- 一部の施設を除き、浴場設備が耐用年数を超えており、設備の更新時期を迎えているが、その更新に多大な公費負担が必要

【対応】

- 限られた資源や財源を有効に活用するために、老人福祉センターの事業内容を見直し、身近な地域における高齢者の介護予防や社会参加に資する事業へと転換を図る。
- 老人福祉センターの入浴事業については、令和 6 年度末までを目途に事業継続することとし、浴場設備の大規模改修については今後行わないものとする。

※老人福祉センターの今後の方向性

令和 7 年 3 月 31 日で老人福祉センターの入浴事業を終了し、介護予防機能の強化や地域に開かれた老人福祉センターへの機能転換を図る。

→今回の指定管理者公募において、以下の実施内容を仕様書に記載。

堺市立老人福祉センター、美原総合福祉会館について（施設概要）

- 高齢者の介護予防に資する業務

高齢者の介護予防や健康の維持・増進、教養の向上に資する各種講座・教室等を実施すること。

【内容】利用者の特性やニーズを踏まえた取組計画とすること

（Ⅰ）3 か月連続講座形式のフレイル予防体操教室【年 10 回程度】

（Ⅱ）堺版介護予防体操「堺コッカラ体操」等の単発の体操教室【月 1 回以上】

（Ⅲ）認知症予防に資する脳トレ等の講座【月 1 回以上】

（Ⅳ）スマホ教室【年 2 回以上】

（Ⅴ）脳トレ、数独等のプリントの配布及び掲示【通年】

（Ⅵ）利用者間交流事業（老人福祉センター間交流事業）【年 2 回以上】

（Ⅶ）ボイストレーニング講座や姿勢改善講座、その他介護予防に資する企画提案事業【月 1 回以上】

- 地域交流事業

地域に開かれた老人福祉センターとして、高齢者に限らず地域住民の方等も利用できるよう、週 1 回以上、市民開放日を設定し、地域交流や多世代間交流を通じて高齢者の生きがいに資する取組を実施すること。

【内容】介護予防に関心が低い高齢者や高齢者以外の地域住民にも参加いただけるよう、利用者の特性やニーズを踏まえた取組計画とすること。

（Ⅰ）市民向け認知症サポーター養成講座【年 2 回以上】

（Ⅱ）子どもと高齢者の交流事業（昔の遊び教室等）【年 2 回以上】

（Ⅲ）企画提案事業【以下から年 8 回以上企画すること。】

- ・ボードゲーム体験会
- ・パンや野菜の出張販売会
- ・美容講座
- ・ニューススポーツ体験会
- ・DIY 体験講座
- ・プランター等での園芸教室
- ・その他の地域交流に資する提案事業

- 自主事業

指定管理業務に支障を来すことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービス向上等を考慮した事業等を市に提案し、承認を得た上で実施すること。

【想定される内容】

（Ⅰ）要支援認定者及び事業対象者を対象とした最大 6 か月の機能訓練を行う短期集中型デイサービス

（Ⅱ）施設の利用促進のための多様で魅力的なサービスの提供（魅力向上事業）

（Ⅲ）自動販売機の設置